

★4月または5月に資格を取得したときは？★

(ケース)

- ・ 4月1日被保険者資格を取得 (標準報酬月額=500千円で登録)
- ・ 給与日: 25日、支給日: 当月末日の場合

()は支払基礎日数	基本給	通勤手当	残業手当	合計	
4月 (18)	350,000	0	0	-	
5月 (30)	500,000	0	0	500,000	
6月 (31)	500,000	0	0	500,000	
				総額	1,000,000
				平均額	500,000

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉗ 被保険者番号		㉘ 被保険者の氏名		㉙ 生年月日	㉚ 性別	㉛ 従前の標準報酬月額		㉜ 従前の改定月・原因
報酬月額						㉝ 3ヶ月の総計	㉞ 適用年月	㉟ [過去3ヶ月の 平均額(1) 修正平均額(2) 決定後の標準報酬月額(3)]
㉠ 算定対象月の期間 支払基礎日数	㉡ 通貨による ものの額	㉢ 現物による ものの額	㉣ 合計		㉝ 平均額	㉞ 修正平均額		
						㉟ 決定後の標準報酬月額		
㉠ 厚 健 350	㉡ 健保 花子		㉢ 5.50.8.2	㉣ 女	㉝ 従前 500 千円	㉞ 年 9 月	㉟ 年 4 月	
4月 18日	350,000 円	0 円	-		㉝ 総計 1,000,000 円	㉞ 修正平均	円	
5月 30日	500,000 円	0 円	500,000 円		㉝ 平均 500,000 円	備考		
6月 31日	500,000 円	0 円	500,000 円		㉝ 決定 500 千円	4月1日資格取得。		

(解説)

- ・ 資格を取得した月は、給与の日との関係で「㉠支払基礎日数」が短くなってしまいます。「㉠支払基礎日数」が、単に17日以上あるということで、単純に3ヶ月の平均額を採用すると、資格取得時の標準報酬月額よりも低く設定されてしまいます。

- ・ 以下の①または②に該当する場合は、2ヶ月(5月、6月の報酬月額)で平均して「㉟決定後の標準報酬月額」を決定します。

① 4月末日の給与計算は「日割り」で計算している。

② 9月以降も、5月、6月の報酬月額に応じて報酬が支払われる。

※ 5月の資格取得者の場合は、上記①、②を基準に6月の1ヶ月分の報酬月額で「㉟決定後の標準報酬月額」決定します。

- ・ 「㉣4月の合計」欄には、「-」(ハイフン)を記入してください。
- ・ 「㉟決定後の標準報酬月額」=500千円(30等級) 440千円(28等級)